事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成17年3月1日
担当部・課：経済開発部第一グループ

1.案件名

ベトナム国知的財産権情報活用プロジェクト

2.協力概要

（1）プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

知的財産権庁（NOIP）において、前プロジェクトであるベトナム工業所有権業務近代化プロジェクトで技術協力し、構築した庁内事務処理システムIPASに加え、本プロジェクトで技術協力を行う検索システム、特許電子図書館（IPDL）、電子出願システムから構成される知的財産権情報システムを活用し、知的財産権の効率的な処理・管理・情報提供がNOIPで行われるようにする。具体的には知的財産権情報システムを日々の専門家によるカウンターパートへの技術移転を通して、カウンターパートとともに設計･開発しながら、システムの運用・維持管理に必要なIT人材を育成し、これにより必要な機器の設置・維持管理、業務分析能力の強化、システムのデザインとインストールを行う能力の強化、システムの運用・管理・更新を行う能力の強化、同システムの日常業務での円滑な活用を促進することを目指している。

（2）協力期間

2005年1月～2009年3月 （4年3ヶ月間）

（3）協力総額（日本側）

約5.3億円

（4）協力相手先機関

知的財産権庁（NOIP）

（5）国内協力機関

経済産業省特許庁

（6）裨益対象者及び規模、等

直接裨益者はNOIPである。また出願人・権利人・代理人・取り締まり機関などが最終受益者と位置づけられる。

3.協力の必要性・位置付け

（1）現状及び問題点

知的財産権の保護については、各国制度上、属地主義として国内法に委ねられることが原則であるが、ベトナムの法整備は歴史が浅く、1996年7月にようやく民法が施行され、民法の特別法として知的財産権の保護に関する法律が明文化された経緯がある。しかしながら、近年の経済のグローバル化、技術開発の活発化等、国際的な貿易環境の変化に伴い、当国においてもWTO・TRIPS協定履行義務が発生している。

上記に鑑み、ベトナムにおいては、国際水準に見合った知的所有権保護を実現するため、法律の制定・改正、条約への加盟等、必要な制度の改善が図られており、今後は制度の執行面、そのための基盤整備についても重点的に注力する必要がある。

JICAは上記基盤整備の一環としてNOIPの事務処理・審査の効率化を目的とし、2000年4月から2004

年6月にかけて、「ベトナム工業所有権業務近代化プロジェクト」を実施した。同プロジェクトにおいて知的財産権事務処理に必要なコンピュータシステムを開発し、同システムの運用、維持管理技術を同庁職員であるカウンターパートに移転した結果、NOIPにおいて事務処理がコンピュータシステムを活用して行われるに至っている。事務処理に必要なコンピュータシステムが導入された現在、同システムには、最新の知的財産権情報が日々蓄積されるに至っているが、IPDLが整備されていないためにNOIPの審査官・審判官は現在、自国を含め世界に散在する膨大な先行文献・公開公報をそのデータベースに蓄積された電子データを利用するのではなく、図書・出版物を通して紙媒体で調査しており、このような条件下では入手できる情報量がきわめて限定的であることから、迅速・的確な審査・審判を行う上で大きな障害となっている。加えて、限られた部数の印刷物によってのみ知的財産権情報が公開される現状においては、自国はもとより世界中の知的財産権関係者、すなわち、出願人、発明者、異議申立人、その代理人である弁理士、弁護士、あるいは技術者、研究者、さらには裁判所といった司法機関、税関、警察、外国特許庁等、公的機関の知的財産権情報に関する照会に実質的に十分な対応できない状況にある。今後ベトナム国において知的財産権がより適切に管理・保護されるためには、NOIPにおいて知的財産権に係る出願がより迅速・正確さを増して処理され、出願公開された知的財産権情報に対して外部から容易にアクセスできることが必要である。このような状況を改善するために、ベトナム政府は知的財産権情報の電子化、インターネットによる同情報の提供機能充実を求めてわが国に技術協力支援を要請してきた。

（2）相手国政府国家政策上の位置付け

ベトナム国の「10ヶ年社会経済開発戦略2001-2010」、「5ヶ年社会経済開発計画2001-2006」には「知的財産権に係る活動を強化する」点が記載されている。

（3）我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

日本国は「ODA大綱（2003年）」で「アジアは重点地域、経済連携の強化を十分に考慮」とし、「知的財産戦略大綱（2002年）」では「国際的な知的財産制度の調和と協力の促進としてJICAスキーム等の各種枠組みを用いた協力等を実施する」としており、「日越政策協議（日越共同イニシアチブ）（2003年）」でも「IP保護促進」は優先分野とされている。JICA国別事業実施計画でも「成長促進；投資環境整備」の重点事項として「実施機関の能力向上（知的財産権の適切な保護を含む）」としており、日本の援助政策・JICAの国別事業実施計画との整合性も高い。

4.協力の枠組み

〔主な項目〕

（1）協力の目標（アウトカム）

1）協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）

NOIPにおいて、知的財産権情報システムの活用を通じて、知的財産権の効率的な処理・管理・情報提供が行われる。

＜指標＞

- 出願事務処理状況（NOIP統計資料（IPASデータ））
- IPDLの一般の利用状況（IPDLの接続件数）
- IP情報提供に関する出願人・権利人の満足度

2）協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

ベトナムにおいて知的財産権が適切に管理・保護される。

＜指標＞

- IP情報を活用した模倣品取り締まり状況
- 国際機関（WIPO・WTO等）による評価

（2）活動・アウトプット

1）知的財産権情報システムに必要な機器・設備が整備され、利用される。

＜指標＞

- 機器・設備の整備状況
- 機器・設備の利用状況

2）検索システムが知的財産権実体審査業務で利用可能になる。

＜指標＞

- 実体審査業務分析状況
- 検索システム仕様書の作成状況
- 検索システムの実体審査業務への導入状況
- 検索システムの審査官による利用状況

3）知的財産権情報がインターネットを通じて一般に提供される。

＜指標＞

- IPDLで提供する知的財産権情報項目（書誌事項）の整理状況
- IPDLシステム仕様書の作成状況
- 知的財産権情報のインターネット公開状況

4）電子化されたIP出願の受付けが可能になる。

＜指標＞

- 出願受付業務及び出願書類の分析状況
- 電子出願システム仕様書の作成状況
- 出願電子データのIPASデータベース自動取り込み状況
- オンライン出願の受付状況

5）知的財産権情報システムが適切に運用・管理される。

＜指標＞

- NOIP情報技術課の組織表、業務規則等の完成
- 知的財産権情報システムの運用管理規則の制定
- 知的財産権情報システムの維持・管理に関する技術移転モニタリング評価（育成された技術者数とその技術内容・レベル）
- 知的財産権情報システムの運用管理の自立性・適切性（運用・管理記録、ヘルプデスクレコード）

（3）投入（インプット）

1）日本側（総額5.3億円）

長期専門家派遣（チーフアドバイザー、業務調整員、知的財産権情報、コンピュータシステム） 短期専門家派遣、本邦研修、機材供与。

2）ベトナム国側

カウンターパート配置（執行、管理、技術、スタッフ）、プロジェクトのための建屋・機器機材及びそのメンテナンス、ローカルコスト。

（4）外部要因（満たされるべき外部条件）

経済産業省特許庁の協力が得られること。
- NOIPの所掌業務・権限が変更されないこと。
- カウンターパートが変更されないこと。
- オンライン出願を可能にする法「電子政府、電子商取引に関する法案」が可決され制定されること。

5.評価5項目による評価結果

（1）妥当性

ベトナム国は、WTO加盟後、同TRIPS協定履行義務を課されており、同国の「10ヶ年社会経済開発戦略2001-2010」「5ヶ年社会経済開発計画2001-2006」にも「知的財産権に係る活動を強化する」点が記載されている。また、上述の通り、NOIPにおいては知的財産権情報に関する照会に実質的に十分な対応できない状況下にあり、最終受益者である出願人・権利人・代理人は、「IPの適切な管理と保護を促進」するために「迅速・適切な出願審査処理」「簡便な電子出願」「出願・審査状況・登録などのIP情報開示」を求める要望が強い。同様に、市場管理局や税関、地方の科学技術局などの取締り関係機関なども「IP侵害調査のための登録情報提供」を強く要望しており、本案件は対象分野のニーズに合致している。一方、日本国は「ODA大綱（2003年）」で「アジアは重点地域、経済連携の強化を十分に考慮」とし、「知的財産戦略大網（2002年）」では「国際的な知的財産制度の調和と協力の促進としてJICAスキーム等の各種枠組みを用いた協力等を実施する」としており、「日越政策協議（日越共同イニシアチブ）（2003年）」でも「IP保護促進」は優先分野とされている。JICA国別事業実施計画でも「成長促進；投資環境整備」の重点事項として「実施機関の能力向上（知的財産権の適切な保護を含む）」としており、日本の援助政策・JICAの国別事業実施計画との整合性も高い。

（2）有効性

NOIPは出願人等から「迅速・的確な審査」を強く求められているが、件数の増加、内容の高度化する出願審査にかかる「文献検索が実体審査業務上の大きな負担」となっており、検索システムの導入を図ることにより、審査の効率化・適正化が達成されると期待できる。また、外部条件である「オンライン出願を可能にする法的な整備」については、科学技術省・商業省が中心となって2005年末の国会上程を目指して「電子政府、電子商取引に関する法案」の検討を行っており、同条件が満たされる可能は高い。さらにベトナム工業所有権業務近代化プロジェクトで構築したコンピュータシステムのデータベースを本プロジェクトにより検索システム、IPDL、電子出願システムから構成される知的財産権情報システムに発展させていくものであることから本プロジェクトの有効性は高い。

（3）効率性

本案件実施にあたっては前プロジェクトであるベトナム工業所有権業務近代化プロジェクトと同様に国内協力機関である経済産業省特許庁からの専門家派遣・研修員の受入れ、調査団員の参団等が予定されており、経済産業省特許庁は、世界に先駆けて「知的財産権情報システム」を構築して業務の効率化を図った実績を有していることからも効率性が満たされる可能性は高い。

（4）インパクト

上位目標の「IPの適切な管理・保護」の内、「管理」に関しては、NOIPにおける「知的財産権情報システム」の導入によって、プロジェクト終了数年後には「透明・正確・迅速さを増した出願処理・管理」が実現できると見込まれる。また、「保護」に関しては、取締り機関の任に負うところが大きいが、未だ関連法令の整備が不十分で、他機関との業務の重複があり、執行権限も明確でないことから、「取り締まり機関の体制・機能が強化と、NOIPが提供するIP情報の利用」が外部条件として認識される。なお、NOIPのIPASは政府機関において成功している本格的なコンピュータシステムとの評価が科学技術省になされている。「知的財産権情報システム」の開発・運用事例とそのノウハウは、将来、NOIPを通じてベトナムの政府機関における電子政府化事業に波及する可能性がある。他方、ホーチミン市人民委員会科学技術局の情報センター（CESTI）」ではNOIPの公報、海外IP機関の公開データなどを加工して、インターネット上で有料でIP情報提供を行っており、NOIPが無料でIPDLを公開し

た場合、CESTIは負のインパクトを受ける可能性がある。

（5）自立発展性

前プロジェクトであるベトナム工業所有権業務近代化プロジェクトの活動実施のために暫定的に設置された「PMU（プロジェクト･マネージメント･ユニット）」が同プロジェクト終了後には正式な組織である「情報技術課」として発展的に改組されており、人員も増員されていることから、ベトナム側の適切な対応により自立発展維持のための基盤が形成されている。一方、上記前プロジェクトで導入したシステムはデータベースとしてオラクルを採用しているが、オラクルはライセンス料・メンテナンス契約料が高額であり、本プロジェクトの知的財産権情報システムのデータベース検討にあたっては、操作性・信頼性などの他、メンテナンスの容易さおよびその費用などを総合的に勘案した上でオープンソースの採用も視野に入れて検討する必要がある。

6.貧困・ジェンダー・環境等への配慮

特段配慮すべき事象は見当たらない。

7.過去の類似案件からの教訓の活用

- システム開発はカウンターパートと専門家だけでできるものでなく、現地民間企業（ソフトウェアベンダー）に委託する必要がある。場合によっては、プログラムのテスト・調整に予想以上の時間がかかり、リリース、実稼動が遅れたこともある。したがってプロジェクト開始前に現地ベンダーの能力をよく調査し、それをふまえたうえで開発計画（アプローチ、スケジュールを含む）を策定しておくことが望ましい。
- 新規のプログラムを開発、リリースする場合に以前リリースしたプログラムのテスト・調整までも必要とならないように、プログラムを分けて開発することが望ましい。

8.今後の評価計画

運営指導（中間評価）（2006年7月頃）、終了時評価（2008年9月頃）、プロジェクト終了後3年をめどに事後評価を実施